

第 1 1 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和3年5月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎4階中会議室に招集した。

出席委員（16名）

2番	高橋 基	3番	渡邊 隆文	4番	立原 清子
8番	一木 克昭	10番	安藏 久男	11番	皆川 重文
12番	浅井 紘一	13番	市村 正司	14番	吉澤 勇
15番	笹沼 恭一	16番	関 成一	18番	伊藤 明美
19番	軍地 美代	20番	高安 幸一	23番	小島 雄一
24番	外岡 健寿				

欠席委員（6名）

1番	江橋 健男	5番	今関 征一	6番	深谷 泉
9番	雨谷 克己	17番	皆川 晃	22番	大圖 金雄

事務局

事務局長	横山 英雄	次長	吉川 正浩
次長補佐兼 調査広報係長	小野 克也	農地係長	谷津 知一
農地係	江幡 清美	農地係	関 拓也
農地係	塚田 一平		

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第3号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の通知について
- 報告第5号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について
- 報告第7号 農地改良協議に対する同意について
- 報告第8号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

会 議 の 概 要

事務局 おはようございます。

定刻前ではございますが、本日、参集予定の委員の皆様全員お揃いでございますので、会長、開会をお願いいたします。

笹沼会長 皆さん、おはようございます。

本日は5月13日です。この時期になりますと、周りを見ても田植えが終わっているような感じがしております。皆様のところでも、既に田植えは終わっているのではないかと考えております。

今朝の新聞を開いてみました。何といたってもやはりコロナのワクチンの接種の状況なんですけれども、今、日本で1,741の地方自治体があるわけで、そのうちの86%、1,490の地方自治体で、希望であれば高齢者が7月末までに接種を受けることができるというようなことが書いてあり、私どもも全員高齢者でありますので、進んで接種を受けていただければと思っております。

それから、農業委員会も今年に入りまして、1月、2月と、ちょっとした動きがありました。内容は、やはり太陽光発電設備の問題であります。現在、連休前にエネルギーフォーラムという、これは業界誌であります、その出版社から取材を受けております。こちらに出向いてくるのではなくて文書で来ておりますので、文書で回答することになっております。いずれにしても、これからもこの太陽光発電設備についてのいろんな問題は起こるかと思っておりますけれども、我々としては、この総会において厳正に対処したということでもありますので、何ら問題はないかと考えております。

また、それから、本日の議案の案件の中に、社会福祉法人が農地を持つことへの許可申請の案件があります。議案第1号第4項に出ておりますので、これについては、今日別に資料も配付しますので、よろしくお目通しをお願いしたいと思います。

本日は、やはりこういう時節でありますので、スピーディーに審議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご審議のご協力をお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第11回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は16名、欠席委員は6名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。
19番の軍地美代委員、そして20番の高安幸一委員、よろしく願いいたします。

初めに、議案の取下げがありますので、事務局から説明をさせます。

事務局 議案の取下げがございますので、お手元の第11回水戸市農業委員会総会（取下）と記載された用紙をご覧ください。

取下げ案件は1件でございます。

案件は議案書の2ページになります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてでございます。

令和3年5月12日に申請人から取下願が提出されたことによる取下げです。

説明は以上でございます。

議長 次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第11回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が7件、農地法第5条の審議案件が25件でございます。

報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が8件、農地法第4条の届出が9件、農地法第5条の届出が25件、農地法第18条第6項の通知が1件、制限除外の農地の移動届出が1件、農地改良協議が1件、登記官等からの地目確認照会が1件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして78件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を16番の関成一委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。今項は私を含め、5番の今関委員、20番の高安委員及び12番の浅井委員に関係する案件ですが、一括して代理発言とします。

各委員とも調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるとのこと。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

この案件につきまして、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第4項に入ります前に、こちらは特例制度による申請案件ですので、事前にその説明をいたします。

通常、法人が農地を所有する場合、売上げ等の農地所有適格法人としての要件を満たす必要がありますが、こちらは、その要件を満たさずに、周辺農地の利用に支障がないことの要件を満たせば許可をすることができる特例があります。

お手元の「福祉分野に農作業を」と書かれた参考資料をご覧ください。

こちらは、社会福祉法人やNPO法人等が農地を利用したい場合についての国が作成したパンフレットです。

2枚目をご覧ください。

上に、(2)に「農地を購入(所有)する」とあるページです。

こちらの中の四角で囲まれた部分をご覧ください。

読み上げます。「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人その他営利を目的としない法人が、農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合には、特例として(1)の⑤の要件として、「周辺の農地利用に支障がないこと」という要件を満たせば、農地所有適格法人の要件等を満たさなくても、農地の購入や借入れを行うことができます。」とあります。農地法では、農地法施行令第2条第1項ハに定められております。

それでは、第4項の説明に入ります。

第4項でございますが、契約内容は売買であります。受人は社会福祉法人として老人ホームを運営しておりますが、入所者の園芸療法を目的として申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法施行令第2条第1項ハの規定により、農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。この案件は、17番、皆川晃委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議をよろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

5月の飯富地区は、10番の安藏委員と、私、一木が担当します。よろしく申し上げます。

第5項ですけれども、安藏委員と現地を確認させていただきまして検討した結果、法令に照らして許可相当と思われれます。安藏委員との意見が一致しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

浅井委員 12番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

関委員 16 番， 関です。22 番の大圖委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

それでは，次に，議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可についてを上程いたします。

第 1 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 1 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は水道・下水道が埋設された道路に面し，500 メートル以内に保育所と診療所があることから，農地区分は第 3 種農地と史料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番， 関です。15 番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしますが，3,000 平方メートル以上なので県農業会議に諮問いたします。

次に，第 2 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 2 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と史料さ

れます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19 番, 軍地です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書を添えて
の一時転用申請でございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地で
あることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

なお, 転用期間は4か月でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11 番, 皆川です。この案件は, 17 番, 皆川晃委員の代理発言となり
ます。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしくお
願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

皆川（重）委員 11番、皆川です。この案件も、17番、皆川晃委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

皆川（重）委員 11番、皆川です。この案件も、17番、皆川晃委員の代理発言となり

ます。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定がございます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番， 関です。15 番， 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ， 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが， いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので， 異議なしと認め， 許可と決定いたします。

次に， 第 8 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 8 項でございますが， 内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから， 農地区分は第 2 種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番， 関です。15 番， 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ， 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが， いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので， 異議なしと認め， 許可と決定いたします。

次に， 第 9 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 9 項でございますが， 内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから， 農地区分は第 2 種農地と史料

されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。15 番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 10 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 10 項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えての申請でございます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。15 番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 11 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。15 番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。15 番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 13 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 13 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番、関です。15 番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 14 項と第 15 項は関連がございますので、併せて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 14 項及び第 15 項は関連がございますので、併せて説明いたします。契約内容はいずれも売買でございます。受人は現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築し、併せて隣接地を有効利用するため、緑地帯として利用したい旨の申請でございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお、第 14 項は建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10 番、安藏です。

現地をよく調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われれますので、皆様のご

審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 16 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10 番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 17 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 17 項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。

申請地は J R 水郡線常陸青柳駅から 300 メートル以内にある農地であることから、農地区分は第 3 種農地と思料されます。

なお、転用期間は 3 年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20 番，高安です。5 番，今関委員の代理発言です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 18 項を上程いたします。

事務局から説明を願います。

事務局 第 18 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8 番，一木です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 19 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 19 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共

投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地
や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料
されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得て
おります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。9番、雨谷委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第 21 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 21 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番、吉澤です。9 番、雨谷委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 22 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 22 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番、吉澤です。9 番、雨谷委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお

願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 23 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 23 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願いいたします。

吉澤委員 14 番、吉澤です。9 番、雨谷委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 24 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 24 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第 25 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 25 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共
投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第 2 種農地と思
料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたしま

す。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 農政課の倉田でございます。

ここからは私がお説明させていただきます。

お手元の資料，別紙1の農用地利用集積計画書（案）をご覧ください。

それでは，議案第3号 農用地利用集積計画案の決定に係る承認についてご説明いたします。

令和3年農用地利用集積計画案の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目，それぞれの期間ごとの設定につきましては各自でご確認ください。

今回の設定合計につきましては，田が14万4,402平方メートル，うち再設定が3万3,950平方メートル，畑が3万9,095平方メートル，うち再設定が2,446平方メートルとなり，設定者が55名，取得者が30名，うち再設定の設定者は13名，取得者8名でございます。

利用権設定年月日につきましては，令和3年5月20日を予定しております。

なお，以上につきましては，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議案第3号につきましては，ご説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明ありましたが，ご意見，ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，承認することに決定いたします。

では次に，議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料，別紙2の農用地利用配分計画書（案）をご覧ください。

それでは，議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和3年農用地利用配分計画書（案）の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては各自でご確認ください。

今回の設定合計につきましては、田が再設定のみで2,399平方メートル、畑が再設定のみで975平方メートル、設定者1名、取得者3名でございます。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

農用地利用配分計画書（案）の一覧につきましては、次のページから記載してございます。

賃借権などの設定年月日につきましては、令和3年8月1日に予定されております。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第4号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見なしと回答することでご異議ございますか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで、担当課は退席いたします。

次に、報告事項について事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号、第7号、第8号につきましても、資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、以上をもちまして、第11回総会を閉会といたします。

ご審議いただきまして、ありがとうございました。

閉会 午前10時05分